

## 広川町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に存する危険住宅の移転等を促進するため、危険住宅の移転を行う者に対して、広川町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、広川町補助金等交付規則（平成18年広川町規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅等 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分をいい、共同住宅や長屋、店舗等を兼ねるもの（店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。

(2) がけ地近接等 次のアからエに掲げるものをいう。

ア 災害危険区域 福岡県建築基準法施行条例(昭和46年福岡県条例第29号)第3条の規定により、県知事が指定した区域

イ がけ近接地 福岡県建築基準法施行条例第5条の規定により、建築が制限されている範囲

ウ 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条の規定により、県知事が指定した区域

エ 災害救助法適用区域 事業着手時点で過去3年間に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた区域

(3) 危険住宅 がけ地近接等（前号エは除く。）に存する既存不適格の住宅等（当該区域等の指定等により建築制限の基準に適合しないこととなった

ものに限る。)又はがけ地近接等に存する住宅等のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ県知事又は町長が移転勧告、是正勧告、避難指示等を行ったものをいう。ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から六月を経過している住宅等に限る。

(4) 代替住宅 危険住宅に代わる移転先となる住宅

(5) 建設等 新築、増築、改修及び購入

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 危険住宅の所有者又は相続人

(2) 本町の町税及び税外徴収金を滞納していないこと。

(3) 交付決定前に、補助対象算定費用に関わる工事の契約及び工事の着手を行っていないこと。

(4) この要綱による補助対象算定費用について、国、地方公共団体等による他の補助金の交付を受けていないこと。

(5) 次条に定める建設等助成費に対して、補助金の交付申請を行うにあたっては、危険住宅の除却を行う者

(6) 広川町暴力団排除条例（平成22年広川町条例第1号）第2条に規定する暴力団員でない者又は第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者

(補助対象事業等)

第4条 補助対象事業等は、別表に定めるものとする。

2 代替住宅の建設等（新築は除く。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 移転先が町内であること。

(2) 移転先が災害危険区域、がけ近接地及び土砂災害特別警戒区域外であること。

- 3 代替住宅の建設等のうち新築については、前項要件を満たし、かつ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合するものとする。

（事前協議）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事等の実施に関する契約を締結する前に、当該工事について、町長と必要な協議を行い、その内容について助言を受けるよう努めなければならない。

（補助金の交付申請）

第6条 申請者は、補助対象工事に着手する前に補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて町長に申請しなければならない。代理者を指名して補助金交付手続に関する権限を委任する場合は、委任状（様式第1-2号）を提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助の適否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による補助の適否を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）又は補助金交付申請却下通知書（様式第3号）を当該申請者に通知しなければならない。
- 3 町長は、第1項の規定による交付決定の通知において必要があるときは、補助金の交付について条件を付することができる。

（補助金交付申請の取下げ）

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、事情により補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに補助金交付申請取下届出書（様式第4号）により町長に届け出なければならない。

2 前項の規定による取下げの届出があったときは、前条第1項の規定による交付決定はなかったものとする。

(交付申請の内容の変更)

第9条 交付決定者は、事情により補助事業の内容を変更するときは、速やかにその変更の内容について町長と協議をしなければならない。

2 交付決定者は、前項に規定する場合において交付決定の額の変更を伴うときは、補助金交付変更申請書(様式第5号)に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を変更(決定・却下)通知書(様式第6号)を当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は事業実施年度の2月末日のいずれか早い日までには補助金事業完了実績報告書(様式第7号)及び関係書類を添えて町長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合において、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、補助金額確定通知書(様式第8号)を交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による確定通知を受けた交付決定者(以下「受給決定者」という。)は、補助金交付請求書(様式第9号)に関係書類を添えて町長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第13条 町長は、補助金交付請求書の提出があったときは、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 町長は、受給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、第12条の補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。

3 町長は、第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第10号)を受給決定者に対し通知しなければならない。

(補助金の返還)

第15条 町長は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令書(様式第11号)により期限を定めてその返還を命じることができる。

(書類の整備及び保存)

第16条 受給決定者は、補助金に関する領収書その他の関係書類を整備し、補助金の交付決定を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行し、令和8年度までの補助金に適用する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助対象額
危険住宅の除去を行う事業	危険住宅の除去等に要する経費（除去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費等）	補助対象経費の全額とする。ただし、1戸あたり97万5千円を限度とする。
代替住宅の建設等を行う事業	危険住宅に代わる住宅の建設等（これに必要な土地の取得を含む。）をするために要する資金を金融機関その他の機関から借入れた場合において、当該借入金利子（年利8.5%を限度とする。）に相当する額	補助対象経費の全額とする。1戸当たり421万円（建物325万円及び土地96万円）を限度とする。
補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。		

様式 略